

【協議第5号】

令和8年度地域内フィーダー系統補助の計画変更認定申請書について

1. 目的

令和7年9月25日付認定及び、令和8年3月24日付変更認定を受けました、チョイソコ南房総・館山及び館山市街地循環バスに係る「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」（通称：フィーダー補助）の令和8年度（令和7年10月～令和8年9月）の計画内容に以下の変更が生じたため、国土交通大臣へ計画変更の認定申請を行うにあたり当協議会に諮るものです。

2. 変更内容

・館山市街地循環バスの系統変更および、路線バス洲の崎線の追加。変更内容は「変更後」別紙赤字部分のとおり

3. 添付資料

- ・地域公共交通計画変更届出書
- ・地域公共交通計画別紙
- ・表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
- ・表1 添付資料
- ・顛末書

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 南房総・館山地域公共交通活性化協議会
住 所 千葉県南房総市富浦町青木28番地
代表者氏名 会長 石井 博臣

地域公共交通計画変更届出書

令和7年9月25日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定および、令和8年3月24日付け国総地第252号で国土交通大臣より変更認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和8年4月1日

○ 変更箇所

計画別紙 1、2(1、2)、3、5、6、18

表1 運行系統の追加

系統図

○ 変更理由

運行系統変更及び追加により、変更が生じたため

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和8年3月6日

令和8年6月 日変更

(名称) 南房総・館山地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

南房総市及び館山市内の公共交通は、人口減少・少子高齢化や自家用車での移動を前提としたライフスタイルへの変化等により、利用者の減少に歯止めがかからず、取り巻く状況は厳しさを増している。また、行政が公共交通の維持・確保のために負担する路線バス補助金等の財政支出が年々増大している状況にある。そのため生活圏をともにする南房総市及び館山市では、2市が連携し、効果的・効率的に公共交通の維持・確保に取り組むため、令和元年に合同の協議会を立ち上げ、利便性が高く持続可能な公共交通体系の形成を目的とする南房総・館山地域公共交通計画を令和3年に策定、**令和8年には第2期計画を策定した。**

その計画の中で、「廃止代替バス路線の再編及び有効活用」や「フィーダー交通・補完交通の整備・活用促進」を施策に掲げ、当該エリアにおける公共交通の維持存続や更なる利便性向上を図るため、路線バス平群線エリアにおいては新たな交通システムや乗り継ぎ、車両の小型化などの実証運行を、館山市街地エリアでは既存バス路線ではアクセスが困難な市街地の商業施設等に行くための循環バス実証運行を実施した。その結果、いずれの事業も一定程度の効果が認められ、継続して運行していく必要があると判断されたため、地域公共交通確保維持事業により、路線バス平群線エリアにおけるAIオンデマンド交通による予約型乗合送迎サービス及び館山市街地エリアにおける循環バス運行を行い、利便性向上を図るとともに、地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持存続に繋げる必要がある。

また、路線バス洲の崎線については、当該地域の高齢者や学生にとって欠かす事が出来ない交通手段となっており、館山駅で地域間幹線系統路線バスへ接続していることから、運行の維持・確保をする必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ①予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」
 - 令和8年度の1日当り乗車人数 7.0人/日
 - 令和9年度の1日当り乗車人数 7.5人/日
- ②館山市街地循環バス
 - 令和8年度の1日当り乗車人数 35人/日、年間収支率8%以上
 - 令和9年度の1日当り乗車人数 40人/日、年間収支率10%以上
- ③洲の崎線
 - 令和8年度 令和7年度と比較して収支率1%以上改善
 - 令和9年度 令和8年度と比較して収支率1%以上改善
 - (南房総・館山地域公共交通計画 P.10 参照)

(2) 事業の効果

①予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」

本数の少なかった路線バスに変わり、ワゴン車両を使用した区域運行による予約制乗合送迎サービスを運行することで、県道沿線のみであった乗降場所を少しでも自宅近くに設置することができ、更には大型商業施設や病院、駅などに乗り換えせず移動できるなど、利用しやすい環境づくりにより当該地域住民の外出機会の創出や地域の活性化に寄与することが期待できる。

②館山市街地循環バス

幹線バス路線を含めた地域内のバス路線は館山駅を起終点とするものが多く、かねてより「館山駅まで来ても、市役所や商業施設等、その先の目的地まで行くことができない」という市民の声が多数寄せられていた。館山市街地循環バスは、このような懸案を解決し、市街地の回遊性向上や魅力アップ、暮らしやすさの向上等への貢献が期待できる

③路線バス「洲の崎線」

館山駅を発着とし、地域間幹線系統路線バスの他各種路線バスへ接続する事ができ、地域の活性化に寄与するほか、様々な宿泊施設や観光施設へ接続するなど、地域のみならず広く活性化に寄与することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・チラシの作成・配布 (①②共通：南房総市、館山市、運行事業者)
- ・ホームページや広報等での周知 (①②③共通：南房総市、館山市、運行事業者)
- ・企画乗車券の検討・実施 (①②③共通：南房総市、館山市、運行事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

① 予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」

運行事業者に対し、運行経費総額(16,856千円)から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分について、南房総市、館山市が相応分を負担する。

②館山市街地循環バス

運行事業者に対し、運行経費総額(33,050千円)から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分について、館山市が全額を負担する。

③洲の崎線

運行経費総額から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分について、一部を館山市が新たに補助を行い、残りの経費を事業者が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

<ul style="list-style-type: none"> ・循環バスにおいては、運行事業者より、停留所ごとの利用状況や各便の乗降人数、1か月有効の定額券の販売実績等を含む運行に関する実績等を、チョイソコにおいては、利用者数や利用者の属性、利用された停車ポイント等の運行に関する実績等を、洲の崎線においては、運行事業者より利用状況や収支状況を含む運行に関する実績等を活性化協議会の事務局（市）に報告 ・運行事業者との打合せの実施 ・循環バスにおいては、日々の停留所ごとの利用状況や、各便の乗降人数等、チョイソコにおいては、利用者数や利用者の属性、利用された停車ポイント等の運行状況や実績、洲の崎線においては、運行に関する実績等について、活性化協議会で報告
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>別添の表5のとおり。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標</p>

該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ①令和3年8月10日（令和3年度第2回）
南房総・館山地域公共交通計画策定について
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行計画について
館山市街地循環バス令和3年度実証運行計画について（報告）
 - ②令和3年11月18日（令和3年度第3回）
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行について
 - ③令和4年3月22日（令和4年度第4回）
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行の実績報告について
 - ④令和4年5月26日（令和4年度第1回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行計画について
館山市街地循環バス令和4年度実証運行計画について（報告）
 - ⑤令和4年8月10日（令和4年度第2回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行について
 - ⑥令和5年1月25日（令和4年度第3回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行計画（R5）について
 - ⑦令和5年5月26日（令和5年度第1回）
チョイソコ南房総・館山の実績報告及び今後の運行計画について
令和5、6年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の
認定申請について（合意を得られた）
館山市街地循環バス本格運行について（報告）
 - ⑧令和7年5月29日（令和7年度第1回）
チョイソコ南房総・館山の実績を報告
令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について
(合意を得られた)

館山市街地循環バスの実績を報告
 - ⑨令和8年3月5日（令和7年度第5回）
第2期南房総・館山地域公共交通計画について（策定について合意を得られた）
令和8年度地域内フィーダー系統補助の計画変更認定申請書について（合意を得られた）
 - ⑩令和8年5月21日（令和8年度第1回）
令和8年度地域公共交通確保維持事業に係る計画別紙の変更について（合意予定）
- ※館山市街地循環バスについては、別途館山市地域公共交通会議にて審議を行っている
- ①令和7年12月11日（令和7年度第2回）
館山市街地循環バス令和8年度以降の運行について（合意を得られた）
 - ②令和8年2月26日（運賃協議分科会）
市街地循環バスの運賃改定について（合意を得られた）
 - ③令和8年2月26日（令和7年度第3回）
市街地循環バスの運行ルート・ダイヤの変更について（合意を得られた）

19. 利用者等の意見の反映状況

南房総・館山地域公共交通計画の策定に当たり、利用状況やニーズ等の基礎調査を行ったほか、実証運行開始後は、利用者数の集計をはじめ、実際に乗車しての聞き取り調査（館山市街地循環バス）や利用者アンケート調査を実施した。
その集計結果や協議会の意見等を運行内容に反映するよう検討を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県南房総市富浦町青木 28

(所 属) 南房総・館山地域公共交通活性化協議
会事務局

①に関すること

(氏 名) (南房総市総務部企画政策課)

忍足 和浩

(電 話) 0470-33-1001

(e-mail) chiikikotsu@city.minamiboso.lg.jp

②に関すること

(氏 名) (館山市建設経済部都市計画課)

宇都木 信、矢代 誠

(電 話) 0470-22-3612

(e-mail) tosikeikaku@city.tateyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
南房総市 館山市	鏡浦自動車(株)	(1) チョイソク南房総・ 館山		南房総市館山 地区の一部、 三芳地区全 部、館山市九 里地区・鹿野地 区の一部		往 復 km km	246日	1,476回			①	③	
館山市	日東交通(株)	(2) 館山市街地 循環バス	館山 駅 東口	カインズ 館山店	館山 駅 東口	11.1 km 循環	312日	936回			①	③	
	日東交通(株)	(3) 館山市街地 循環バス	館山 駅 東口	"渚の 駅"たて やま	館山 駅 東口	12.8 km 循環	312日	312回			①	③	
	日東交通(株)	(4) 館山市街地 循環バス	館山 駅 東口	"渚の 駅"たて やま	館山 駅 東口	12.8 km 循環	312日	312回			①	③	
	日東交通(株)	(5) 館山市街地 循環バス	館山 駅 東口	カインズ 館山店	館山 駅 東口	11.3 km 循環	312日	312回			①	③	
	ジェイアールバ ス関東(株)	(6) 洲の崎線	館山 駅	西岬	休暇 村前	往 復 8.1km 8.1km	365日	609回			①	②	
	ジェイアールバ ス関東(株)	(7) 洲の崎線	館山 駅	西岬	伊戸 漁港	往 復 14.4km 14.4km	365日	487回			①	②	
	ジェイアールバ ス関東(株)	(8) 洲の崎線	館山 駅	西岬小 学校前	伊戸 漁港	往 復 15.6km 15.6km	365日	122回			①	②	
	ジェイアールバ ス関東(株)	(9) 洲の崎線	館山 駅	渚の駅 たてや ま	伊戸 漁港	往 復 16.1km 16.1km	365日	122回			①	②	
	ジェイアールバ ス関東(株)	(10) 洲の崎線	館山 駅	渚の駅 たてや ま、西岬小 学校前	伊戸 漁港	往 復 17.3km 17.3km	365日	366回			①	②	

変更後

ジェイアールバス関東(株)	(11) 洲の崎線	館山駅	西岬	平砂浦海岸	往 16.6km 復 16.6km	365日	730回		路線定期運行	①	館山駅において、補助対象地域間幹線系統館山市内線・南房州本線・館山鴨川線と接続	②
ジェイアールバス関東(株)	(12) 洲の崎線	館山駅	渚の駅 たてやま、 西岬	平砂浦海岸	往 18.3km 復 18.3km	365日	1,216回		路線定期運行	①	館山駅において、補助対象地域間幹線系統館山市内線・南房州本線・館山鴨川線と接続	②
ジェイアールバス関東(株)	(13) 洲の崎線	館山駅	西岬	千里の風	往 20.3km 復 20.3km	365日	182.5回		路線定期運行	①	館山駅において、補助対象地域間幹線系統館山市内線・南房州本線・館山鴨川線と接続	②
ジェイアールバス関東(株)	(14) 洲の崎線	館山駅	渚の駅 たてやま、 西岬	千里の風	往 22.0km 復 22.0km	365日	547.5回		路線定期運行	①	館山駅において、補助対象地域間幹線系統館山市内線・南房州本線・館山鴨川線と接続	②

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1添付：(2)～(5)市街地循環バス系統図

館山市内街地循環バス

変更後

「かいまーる」

ルートマップ



2026年4月1日(水)より
ますます便利に
生まれかわります!!

便利
その1 内回り、外回り
2つのルートで運行

便利
その2 新設 バス停を
3ヶ所新設
「新井海岸」
「渚の駅"たてやま"
「六軒町本通り」

便利
その3 ダイヤ変更で
遅めの便を設定

市街地循環バス(内)
(2)、(3)

市街地循環バス(外)
(4)、(5)

館山市内線

館山鴨川線

南房州本線

※館山駅東口で地域間
幹線系統各路線と接続

③QRコード決済



PayPay d払い

Pay Alipay+

au PAY R Pay

微信支付 WeChat Pay



運 おとな 250円 小学生 130円
障害者手帳・

未就学児
無料

1ヶ月有効乗り放題パス (4,000円)

片道 1日往復利用すると 月8日以上利用する方は
乗車料が半額

変更後 南房総・館山公共交通マップ

**主要バス路線
方面別記号**
バス停の番号などは各運行会社
にお問い合わせください。



**予約制乗合送迎サービス
「チヨイソコ南房総・館山」**

運行エリア
南房総市・三宅地区・館山地区の一部
館山市：館山駅および九重地区の一部
館山地区以外の目的地乗降料700円
上田以外300円

運賃
運賃表参照
運賃表参照
運賃表参照

**運行日・
運行時間帯**
水曜、日曜、祝日を除く運行
08:30/09:15/09:30/10:15まで
(09:30/10:15/10:30/11:15まで)
電話:0470-29-5713
予約:0470-29-5713
WEB:チヨイソコ予約センター
チヨイソコ予約センター

ご予約
予約受付時間:08:00~18:00(館山駅・館山地区)
予約受付時間:08:00~18:00(館山駅・館山地区)



**※館山駅東口で地
域間幹線系統各路
線と接続**

タクシーステーション
電話:0470-55-0239
電話:0470-37-2411
電話:0470-37-5311
電話:0470-22-2104
電話:0470-44-1525

バスの種別
日本バス
JRバス関東
東上代線バス
市営路線バス
市営バス
バスターミナル

QRコード
QRコード

顛末書

協議会名 南房総・館山地域公共交通活性化協議会
住所 南房総市富浦町青木 28
会長 石井 博臣

令和8年度地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金において、計画変更届出書の提出が遅滞したことについて、その原因と対応及び今後の対策を下記の通りご報告いたします。

記

1 原因

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の規定による生活交通確保維持改善計画の変更に伴う届出を失念してしまったため。

2 対応

令和8年6月 日に、関東運輸局に対し計画変更届出書を提出。

3 今後の対策

当該補助金の対象路線において、事業計画の変更が生じる場合は、事前に計画変更届出書の提出が必要である旨を担当者間で周知徹底し、再発を防ぐこととしたい。

以上